



中国語原文

日本語仮訳

国家外汇管理局

国家外貨管理局

关于加强外汇业务管理有关问题的通知

外貨業務管理の強化に関する問題についての通知

汇发〔2010〕59号

匯発〔2010〕59号

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

国家外貨管理局の各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波分局、各中資外為指定銀行：

为防范跨境资本流动带来的金融风险，现就加强有关外汇业务管理问题通知如下：

クロスボーダー資本移動の金融リスクを防止するため、外貨業務の管理を強化する関連問題を以下の通り通知する。

一、加强银行结售汇综合头寸管理。在现有银行结售汇综合头寸限额管理基础上，对银行按照收付实现制原则计算的头寸余额实行下限管理，下限为各行2010年11月8日《结售汇综合头寸日报表》中“当日收付实现制头寸”。

一、銀行の人民元売買総合ポジション管理を強化する。現行の銀行の人民元売買総合ポジション限度額管理に基づき、銀行が実現主義の原則で算出したポジション残高に対し、下限管理を行う。下限は各銀行が外貨管理局に報告する2010年11月8日の「人民元売買総合ポジション日報表」のなかの「実現主義による当日のポジション」とする。

二、严格出口收结汇联网核查管理。取消“企业因出口数据传输时滞原因导致可收汇余额暂时不足时，银行可凭企业承诺说明函先行为企业办理待核查账户资金结汇或划转”的规定，银行需根据企业可收汇余额办理额度内待核查账户资金结汇或划转。将来料加工收汇比例统一由30%调整为20%，对于来料加工贸易项下单笔出口货物报关单实际收汇比例高于20%的，银行应按照现行来料加工超比例收汇相关规定办理。

二、輸出受取外貨の人民元転のオンライン照合審査管理を厳格化する。「企業が輸出データの伝送時の遅延により外貨受取可能額が一時的に不足する場合、銀行は企業が提出した承諾説明書により、照合審査待ち口座の外貨の人民元転或いは振替を照合に先行して行うことが出来る」としていた規定を廃止する。銀行は、企業の外貨受取可能額に基づき、限度額の範囲内で照合審査待ち口座の外貨資金の人民元転、振替を行わなければならない。来料加工の外貨受取比率を一律に現行の30%から20%に調整する。来料加工貿易項目下の1件当たりの輸出貨物通関申告書の実際の外貨受取比率が20%を超える場合、銀行は現行の来料加工比率超過の外貨受取に関する規定に基づいて取り扱わなければならない。



三、严格金融机构短期外债指标和对外担保余额管理。银行为客户开立远期信用证后，再为该笔付款业务叙作海外代付的，如两者期限合计超过90天，则海外代付项下金额应纳入短期外债余额指标控制。外汇局通过交叉比对监管数据和银行内部业务数据，监测预警银行违规借用短期外债与提供融资性对外担保等情况，严格控制银行超指标经营行为。

四、加强对外商投资企业境外投资者出资的管理。若实际缴款人与外商投资企业的境外投资者不一致，外商投资企业委托会计师事务所向外汇局验资询证时，须提交经公证的相关代为出资证明。

五、按照支付结汇制的要求，加强境外上市募集资金调回结汇的真实性审核。真实性证明材料参照外商投资企业外汇资本金结汇的相关外汇管理规定执行。结汇需符合招股说明书所列用途，对于超募部分或超出招股说明书用途的部分，另需提交与其结汇用途相关的董事会决议。应当结汇支付给交易对方的，不得结汇留存于自身人民币账户。

三、金融機関の短期対外債務指標と対外担保残高管理を厳格化する。銀行は顧客のために、ユーザンス信用状を開設後、さらに当該決済の海外代付(注)サービスを行う際、両者の期間の合計が90日を超える場合、海外代付金額を銀行の短期対外債務残高指標に含めなければならない。外管局は監督管理のデータと銀行の内部業務データを突き合わせるにより、銀行が法規に違反して短期対外債務を借り入れたり、融資の対外担保を行ったりすることをモニタリングし、銀行による指標を超える経営行為を厳格にコントロールする。

(注：海外代付とは輸入ユーザンスの一種で、輸入者の取引銀行のコレレス先外国銀行がユーザンスの供与者となるもの。外国銀行が立て替えて輸出者に代金を支払うことにより、輸入者は一定期間決済が猶予されることになる。)

四、外商投資企業の域外投資者による出資管理を強化する。出資金の払込人と外商投資企業の域外投資者とが一致しない場合、外商投資企業は会計事務所へ外貨管理局向け出資金払込の照会を委託する際、公証を受けた関連する代理出資の証明を提出しなければならない。

五、外貨支払・人民元転制度の要求に基づき、域外市場で調達した資金の回金・人民元転の真实性審査を強化する。真实性を証明する書類の確認は、外商投資企業の外貨資本金人民元転の関連規定を参照の上、執行する。人民元転は、目論見書に挙げられた使途に合致しなければならない。調達資金を超える部分或いは目論見書の使途に合致しない部分については、別途、人民元転後の使途に関する董事会の決議を提出しなければならない。人民元転後相手先口座に支払うべき資金は、自らの人民元口座に滞留させてはならない。



六、加强对境内机构和个人设立境外特殊目的公司的管理，对违规企业和个人进行处罚。

七、严格依法对违规银行进行处罚。银行要依法加强对客户交易真实性与外汇收支一致性的审核。对违反外汇管理规定导致违规资金流入的银行，外汇局将依法予以罚款、停止经营相关业务、通报批评等处罚，并追究负有直接责任的高级管理人员相关责任。

本通知自发布之日起实施。各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和辖内银行。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发其分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402295，68402450，68402366

六、域内機関と個人の域外特別目的会社設立の管理を強化し、規定に違反する企業と個人対しては処罰する。

七、規定に違反する銀行に対しては厳格に法律に従い処罰する。銀行は、法律に基づいて顧客取引の真实性と外貨収支の一致性に対する審査を強化しなければならない。銀行は外貨管理規定に違反し、違法資金の流入を招いた場合、外貨管理局は銀行に対し、法律に基づき、罰金、関連業務の取扱停止、違法行為の公表などの処罰を行う。併せて、直接責任を負う高級管理人員の関連責任を追及する。

本通知は発布日より実施する。各分局、外貨管理部は、本通知を受領後、速やかに所轄地域内の中心支局、支局、銀行に転送しなければならない。各中資外為指定銀行は、本通知を受領後、速やかに分行・支行に転送しなければならない。執行の際に発生した問題については、遅延なく外貨管理局にフィードバックしてください。

連絡先：010-68402295，68402450，68402366

本通知の公布日：2010年11月9日

仮訳：(株)三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。

■なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。